

## 川崎市港湾局ウィークリースタンス実施要領

### (目的)

第1条 本要領は、受発注者相互の仕事の進め方として、1週間における相互ルール等をウィークリースタンスとして定めることで、工事においては、非効率的なやり方の工事現場環境等を改善し、計画的な履行に繋げるとともに、より一層の魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。また、設計業務等においては、業務環境を改善し、より一層の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とするものである。

### (対象業務)

第2条 川崎市港湾局が発注する次の各号に掲げる工事及び業務とする。

- (1) 土木・港湾工事及び電気・機械工事等（災害復旧工事及び軽易工事を除く。）
- (2) 設計業務、測量業務、地質調査業務（災害時等の緊急事態対応を除く。）

### (取組内容)

第3条 現場環境を改善するため、発注者が受注者へ作業依頼を行う場合、作業内容に応じた適正な期間を設けることとするほか、次の各号に掲げる事項について、受発注者相互で確認及び調整の上、原則として3項目以上を選定し実施するものとする。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- (6) 金曜日でも定時の帰宅に心掛ける
- (7) その他、任意で設定すると取組（受発注者で合意した事項）

2 工事及び業務の履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整のうえ、必要に応じ選定した3項目以上の取組内容を見直しすることができる。

3 やむを得ず、選定した3項目以上の取組を逸脱して受注者へ作業の依頼を行う場合は、監督員から現場代理人に対して、依頼内容とその理由を明確に指示しなければならない。

### (取組の進め方)

第4条 現場環境を改善するための取組については、次の各号に掲げる事項に則ることとする。

- (1) 初回打合せ時に、受発注者間で上記取組内容について確認及び調整し、選定した3項目を工事においては施工計画書へ、業務においては業務計画書へ記載すること。
- (2) 労働環境改善の取組は受発注者で異なることから、柔軟性を持った取組とする。

- (3) 工事及び業務の進捗に差し支えないよう、適切なスケジュール管理のもと、取組を行うこと。
- (4) 打合せについては、**WEB** 会議等の活用を務めること。

#### 附 則

この要領は、令和8年6月1日以降の入札公告案件から施行する。ただし、現在施工中である工事及び履行中の業務においても、受発注者間の協議により準用できるものとする。